

## 吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

制 定 平成27年 3月31日

最近改正 令和 4年 7月 1日

### (目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定・推進するに当たり、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、行政経営部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、市の職員のうちから委員を指名することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (下部組織)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織等を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
理事（庁舎改修担当）
行政経営部長
理事（情報化推進担当）
税務部長
市民部長
理事（人権政策担当）
都市魅力部長
児童部長
理事（家庭児童相談担当）
福祉部長
理事（生活福祉担当）
理事（福祉指導監査担当）
健康医療部長
健康医療審議監
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事（公共施設整備担当）
土木部長
理事（地域整備担当）
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事（大規模特異災害担当）
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長